

# 幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の制定について（概要）

## 1 条例化する対象

根拠法	施設	基準省令
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

## 2 基準の概要（アンダーライン \_\_\_\_\_ は、本県の独自基準として新たに基準を設ける箇所）

幼保連携型認定こども園の園児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するため、学級編制・職員・設備・運営に関する基準を規定。

学級編制・職員に関する基準	運営等に関する基準	
学級の編制	虐待等の禁止	秘密保持等
職員の配置	教育時間・保育時間	食事の提供
その他職員の配置	研修等	苦情解決
設備等に関する基準	家庭・地域との連絡	子育て支援
園舎及び園庭の設置	非常災害対策 等	
面積基準		
その他の設備 等		

(注) \_\_\_\_\_ = 従うべき基準、 \_\_\_\_\_ = 参酌すべき基準

## 3 県が定める基準の考え方

本県の基準（案）の検討に当たっては、国の基準省令に従いながら定めることとし、山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の保育所に係る県独自基準については、幼保連携型認定こども園の基準にも準用するものとする。

県独自基準は次のとおりである。

非常災害対策（児童福祉施設共通事項）  
給食の外部搬入における食育計画の公表（保育所基準と同様）  
食の安心・安全の確保、地産地消の取り組み（保育所基準と同様）  
医務室の設置も県独自基準であったが基準省令で保健室（＝医務室）の設置が必置となった。

その他の基準については、本県において基準省令の基準と異なる基準を定めなければならない事情や特殊性はないことから、基準省令の基準を用いて、本県の基準とする。

## 4 山梨県独自基準（案）

非常災害対策（児童福祉施設に共通）

- 【国の基準】
- 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。  
\_\_\_\_\_ 国の幼保連携型認定こども園の基準には準用されていない。

【本県の考え方】 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の児童福祉施設の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。

- 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。
- 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
- 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食糧等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例を準用）

給食の外部搬入における食育に関する計画の公表

- 【国の基準】
- 3歳以上児の食事の提供に外部搬入を認める要件の一つとして、食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令）。

【本県の考え方】

食事の提供は「自園調理」が原則であるが、外部搬入を認めないものではなく、外部搬入による食事提供が食育計画等に沿ったものであることを明確にするため独自規定を定める。

現在の国の基準に、策定した食育計画を公表するよう努めることを追加して規定する。  
（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例を準用）

食の安心・安全の確保、地産地消の取り組み

【国の基準】なし

【本県の考え方】

幼児期から、食の安全・安心の確保に関する園児の知識と理解を深め、また、食に関して適切な判断力を養うことは重要であるため幼保連携型認定こども園にも独自規定を定める。  
食の安全・安心の確保の関する知識と理解を深め、消費者と生産者等との相互理解を促進する地産地消に取り組むことを規定する。（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例を準用）